

条 例

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十二号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

(理容師法施行条例の一部改正)

第一条 理容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次条」の下に「及び第七条」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(出張理容に関する講習)

第七条 前条第一項の規定による届出をした理容師(理容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張理容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。

(美容師法施行条例の一部改正)

第二条 美容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次条」の下に「及び第七条」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(出張美容に関する講習)

第七条 前条第一項の規定による届出をした美容師(美容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張美容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。